

議案第 70 号

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

物価高騰、中東情勢悪化等に伴い、事業活動に影響を受けている商工業者に対して中東情勢等対策緊急資金融資をあっせんし、経営の安定化を図ることを目的に、小口事業資金融資あっせん制度の拡充を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

小金井市小口事業資金融資あっせん条例（平成11年条例第25号）の一部を次のように改正する。

付則中第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

（令和8年度緊急資金に係る特例）

- 6 令和8年度に創設された第4条第3項の緊急資金（以下この項及び次項において「令和8年度緊急資金」という。）に係る第15条第1項の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは、「全額」とする。
- 7 令和8年度緊急資金の申込みの日から当該資金の融資の実行日後5年以内に限り、別表の規定の適用については、同表緊急資金の項中「300万円」とあるのは「900万円」と、「3年以内」とあるのは「5年以内」とする。

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
付 則 (緊急資金に係る特例) <u>6</u> 令和 8 年度に創設された第 4 条第 3 項の緊急資金（以下この項及び次項において「令和 8 年度緊急資金」という。）に係る第 15 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 分の 1」とあるのは、「全額」とする。 <u>7</u> 令和 8 年度緊急資金の申込みの日から当該資金の融資の実行日後 5 年以内に限り、別表の規定の適用については「90 万円」と、「3 年以内」とあるのは「5 年以内」とする。 (特別職の給与に関する条例の一部改正) <u>8</u> 省略 付 則 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。	付 則 (特別職の給与に関する条例の一部改正) <u>6</u> 省略	緊急資金に係る特例の規定の新設 同上